

会議録

- 1 会議の名称 令和3年度第1回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和3年5月19日(水) 13時30分～14時30分
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議 題 1. 令和3年度国民健康保険料率について
2. その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人

7 審議等の概要

【1. 令和3年度国民健康保険料率について】

■諮問

藤原町長から明松会長に対して令和3年度国民健康保険料率についての諮問が行われた。

【諮問内容】

1. 保険料率及び賦課限度額について

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に係る保険料率並びに賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、令和3年度についても、本町独自の激変緩和措置を行う。

2. 本町独自の激変緩和措置について

(1) 激変緩和措置の考え方

国民健康保険財政調整基金の繰入れ及び前年度決算余剰金により、保険料負担の激変緩和を行う。

(2) 令和3年度保険料における激変緩和

基礎賦課額（医療分）

世帯別平等割31,870円を28,297円とする。

■事務局説明

○令和3年度熊取町国民健康保険料率算定の考え方

令和3年度の保険料率及び賦課限度額は大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、熊取町国民健康保険条例附則で令和5年度末までは激変緩和措置を行なうことができる規定となっている。

令和3年度の市町村標準保険料率では増額となる所得無し世帯の被保険者の生活に及ぼす影響を考慮し、本町独自の激変緩和措置を行なう。

	所得割	均等割	平等割
医療分	8.62%	30,640円	31,870円 ⇒ <u>28,297円</u> (△3,573円)
支援分	2.73%	9,478円	9,858円
介護分	2.47%	18,213円	—

○令和3年度熊取町国民健康保険料の激変緩和措置

令和3年度の市町村標準保険料率は、令和2年度の熊取町の保険料率と比較して、所得割が医療分で0.43ポイントの減、支援分は0.04ポイントの増、介護分は0.19ポイントの減、均等割が医療分で1,375円減、支援分は120円の増、介護分は1,516円の減、平等割額が医療分で4,842円(17.91%)の増、支援分は17円(0.17%)の減となる。

令和3年度より大阪府の激変緩和措置の適用が全面拡大されたことにより保険料率が抑制されたが、本町独自の激減緩和措置により、令和3年度保険料（医療分+支援分）を同標準保険料率で試算した場合、令和2年度保険料との比較では、単身、2人、3人世帯のいずれも所得なしの階層で増額となる。（賦課限度額の増額影響を除く）

激変緩和措置の財源については約2億円（国民健康保険財政調整基金積立額の令和2年度末残高約6千万円と、令和2年度の決算余剰見込額、約1億4千5百万円の合計から国・府等返還見込額約5百万円を差し引いた額）を見込むが、令和5年度まで、活用可能な財源を可能な範囲で投入することで段階的に標準保険料率に近づけていくために、一定の財源を確保しておく必要があることから、令和3年度においては、約8千万円を投入し、単身で所得なしの世帯の保険料（医療分+支援分）が令和2年度並みに抑制できる額まで医療分の平等割額を約11.2%引き下げることとする。

31,870円 ⇒ 28,297円（△3,573円：△約11.2%）

■主な質疑応答

なし

■主な意見

原案どおり可決

■審議結果

令和3年度熊取町保険料率を諮問のとおりとすることについて、当日の出席委員（12人）の全員が賛成。

明松会長から藤原町長に対して「原案のとおりでさしつかえないもの」と答申された。

【2. その他】

○新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免については、本年3月に国の財政支援の基準が示されたことを受けて令和2年度に引き続き国基準に従って実施する。

周知方法については町ホームページ、広報紙等を予定。

○熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価・見直しについて概要版をもとに説明を行った。

8	会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
		根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
		設置期間	昭和36年4月～
		所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
		委員数	14人

9	担当課	健康福祉部保険年金課
---	-----	------------